

(別紙)

質 問 書

『深谷グリーンパーク再整備事業アドバイザー業務』について、次の事項を質問します。

法人名	
所在地	
担当部署及び 担当者氏名	
連絡先 (電話番号・FAX)	
E-mail	
質問事項 (ページ、タイトル)	
質問内容	

* 記入欄が不足するときは、複写して作成すること。

(様式 1)

年 月 日

公募型プロポーザル参加申込書

深谷市長 あて

(住 所)

(法 人 名)

(代表者名)

『深谷グリーンパーク再整備事業アドバイザー業務』の公募型プロポーザルについて、下記のとおり参加を申し込みます。

記

1 入札参加資格 深谷市における入札参加資格者名簿に登録

あり ・ なし

2 添付書類

【連絡先】

担当部署

担当者名

電話番号

F A X

E-mail

会社概要

会 社 名		
本 社 所 在 地		
代 表 者		
資 本 金		
設 立 年 次		
事 業 所 数		
株 式 上 場 の 有 無	有り (部上場) ・ なし	
社 員 数	技 術 系	名
	事 務 系	名
	合 計	名
技術者の有資格者数 ※技術士（都市及び地方計画）又は一級建築士の数	名	
主な業務内容 (5点まで)		
その他特記事項		

*1 令和7年4月1日時点で記入すること。

*2 共同企業体の場合、代表者の企業概要を記載すること。また、その他の構成員の会社概要は、様式を追加して提出すること。

業務実績調書

業務実績 (No)

業 務 分 類	
業 務 名	
契 約 金 額	
履 行 期 間	
発 注 機 関 名	[名称] [部署] [住所]
業 務 の 概 要	
業務実施における 特 徴 的 な 事 項	

- *1 平成 27 年以降の業務で、最大 5 件まで記載すること。共同企業体で応募する場合、共同企業体構成員全体の合計で最大 5 件まで記載すること（2 者以上の共同企業体でも 5 件までの記載とする）。
- *2 記載業務別に契約書等の写しを添付すること。
- *3 発注者は公共団体に限定しない。
- *4 1 業務につき A4 版 1 枚で作成すること（必ず No を記入すること）。

業務実施体制

役 割	予定技術者名	所属・担当名	特記事項
管理技術者			
担当技術者 (主たる技術者)			
担当技術者			
担当技術者			
業務実施体制の特徴			

*1 氏名にはふりがなをふること。

*2 欄が不足する場合は、適宜追加して差し支えない（行高又は行間等の変更は可能）。

*3 提案書の内容に基づき、本業務での分担（担当）内容等を記入すること。

*4 A4 版 2 枚以内で作成すること。

予定技術者の経歴等調書

予定管理技術者等の経歴等

①氏名		②生年月日	
③所属・担当名			
④保有資格（登録番号、取得年月日）・実務経験年数			
⑤類似業務等の経歴（平成 27 年度以降、5 件まで）			
業務名	発注機関	履行期間	役 割*1
⑥その他の経歴（業務表彰、手持ち業務の状況、その他）			

予定担当技術者①の経歴等

①氏名		②生年月日	
③所属・担当名			
④保有資格（登録番号、取得年月日）・実務経験年数			
⑤類似業務等の経歴（平成 27 年度以降、5 件まで）			
業務名	発注機関	履行期間	役 割
⑥その他の経歴（業務表彰、手持ち業務の状況、その他）			

*1 管理技術者や設計・法務など、各業務の履行期間における役割を記載すること。

予定担当技術者②の経歴等

①氏名		②生年月日	
③所属・担当名			
④保有資格（登録番号、取得年月日）・実務経験年数			
⑤類似業務等の経歴（平成 27 年度以降、5 件まで）			
業務名	発注機関	履行期間	役 割
⑥その他の経歴（業務表彰、手持ち業務の状況、その他）			

予定担当技術者③の経歴等

①氏名		②生年月日	
③所属・担当名			
④保有資格（登録番号、取得年月日）・実務経験年数			
⑤類似業務等の経歴（平成 27 年度以降、5 件まで）			
業務名	発注機関	履行期間	役 割
⑥その他の経歴（業務表彰、手持ち業務の状況、その他）			

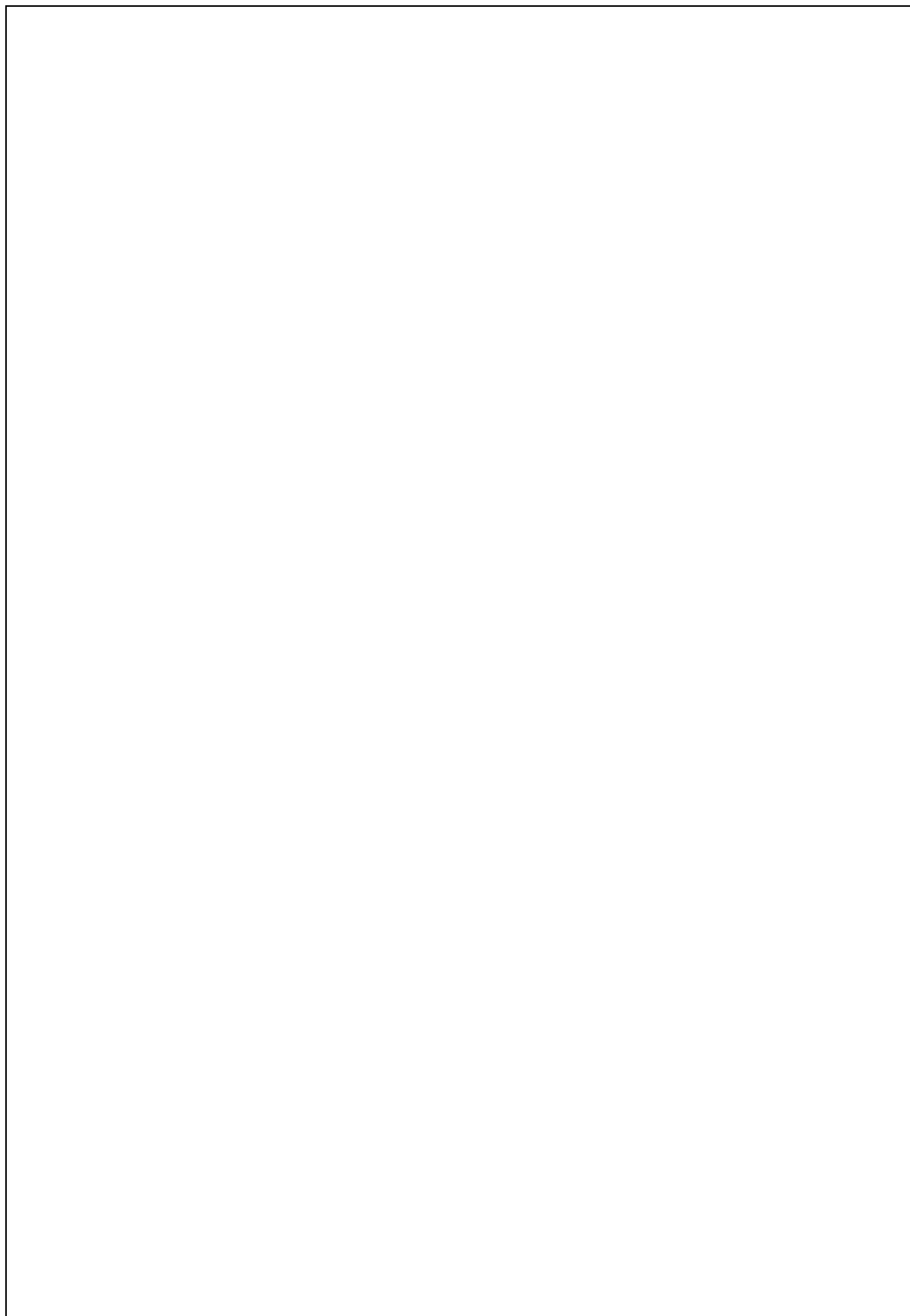
*2 予定担当技術者が 3 名を超える場合は、用紙を追加して作成すること。

業務の実施方針

*1 本企画提案の背景・目的に留意して提案すること。

*2 A4 版 2 枚以内で作成すること。

業務実施フロー



* A4 版 1 枚以内で作成すること。

企画提案内容

- *1 本業務を実施する上での留意点、その他提案の特性等を記載すること。
- *2 A4 版 3 枚以内で作成すること。

本業務委託費用の見積書（任意書式）

- *1 消費税を含まない金額を円単位で提案すること。業務内容ごとに内訳を示すこと。
- *2 A4 版 1 枚以内で作成すること。

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

(1) 深谷グリーンパーク再整備事業アドバイザー業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、深谷グリーンパーク再整備事業アドバイザー業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、本業務の委託契約の履行後6ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本業務を受託することができなかつたときは、共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、本業務の履行に関し、共同企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同企業体の解散後、共同企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社
〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同企業体の本業務を完了する日までは脱退することとはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同企業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社ほか〇社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

深谷グリーンパーク再整備事業アドバイザー業務委託については、共同企業体協定書第 8 条の規定により、当共同企業体構成員が分担する業務の業務額を下記のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務	〇〇株式会社	〇〇円
〇〇〇の〇〇業務	〇〇株式会社	〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

共同企業体

代表者	〇〇株式会社	代表取締役	〇	〇	〇	〇	印
	〇〇株式会社	代表取締役	〇	〇	〇	〇	印

(様式 12)

年 月 日

公募型プロポーザル審査結果通知書

様

深谷市長

深谷グリーンパーク再整備事業アドバイザー業務受託候補者選考委員会
における審査の結果、貴社が次の業務に係る受託候補者として選定されたの
で通知します。

1 業 務 名

2 評価結果

3 そ の 他

公募型プロポーザル参加辞退届

年 月 日

深谷市長 あて

(住 所)

(法 人 名)

(代表者名)

『深谷グリーンパーク再整備事業アドバイザリー業務』の受託候補者選定にあたり実施される公募型プロポーザルに参加を申込みましたが、下記の理由により辞退いたします。

記

【理由】

--